

2015年10月5日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 柴田智悦

安全保障関連法案採択の取り消しを求める声明

私ども、日本同盟基督教団は2015年6月25日付けで、理事長および社会局長名で「安全保障関連法案についての声明」をお送りし法案の廃案を求めました。さらに、9月7日付けで「教会と国家」委員長名で、「安全保障関連法案採択について抗議し、廃案を求める声明」を出しました。しかしながら、このたび、参議院特別委員会で法案が強行採択され、参議院本会議において成立させたことについて以下の理由で抗議し、採決の取り消しを求めます。

1. 憲法無視

この度、9月17日の参議院安保法制特別委員会において強行採決された安全保障関連法案は、元最高裁長官を含む全法曹、内閣法制局元長官、憲法学者の多数が「憲法違反」と断じており、裁判官OBらも「立憲主義に反する」との声明を出しております。そもそも日本国憲法は、先のアジア太平洋戦争の反省に基づき「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」「確定」されたものです(憲法前文)。そして、それに基づいて「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は永久にこれを放棄する。」「戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」(憲法第九条)と定め、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅」は排除され(憲法前文)、「その効力を有しない」(憲法第九八条)と規定したのです。ですから、歴代の政府は、60年以上にわたってこの法律に基づいて運用されることになる「集団的自衛権」の行使は憲法違反である、という解釈を積み重ねて来ました。憲法制定当時、吉田首相は、国家による正当防衛すら放棄したと語っていました。それを、憲法改正もせずに解釈を変え、「集団的自衛権」の行使を容認してしまうことは、憲法尊重擁護義務(憲法第九九条)違反に他なりません。しかも、その根拠とされているのは、集団的自衛権を全く想定していなかった「砂川判決」であり、明確に「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と結論づけている、1972年の政府見解です。このような、憲法に違反する、しかもその根拠すら薄弱である法律を採決することは、立憲主義に反します。奇しくも、参議院本会議が開始された前日、9月18日は、84年前に日本軍が中国へ本格的な軍事介入をした満州事変の発端となる柳条湖事件を起こした日です。そのような日の翌日に、再び戦争に道を開くことになる、集団的自衛権の行使容認を認めることになる安全保障関連法案を成立させてしまったことは、歴史の反省が全くなされていないことの現れという他ありません。

2. 議会無視

また、この度の採決は、地方公聴会の翌日であり、締めくくり総括質疑も十分になされることもなくとつぜん審議が打ち切れ、「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」との鴻池祥肇委員長の発言しか会議録に記されていないような大混乱の中、強行採決されたのです。衆議院特別委員会における採決同様、これは議会制民主主義を無視した暴挙と言わざるを得ません。

聖書には、「密議をこらさなければ、計画は破れ、多くの助言者によって、成功する。」(箴言15:22)とされています。

特にこのような、国の方針を過去の70年から180度転換するかのような重要な法案に対しては、結論先にありきのよう、数に頼んで採決を急ぐのはもってのほかであり、十分すぎるほどの審議がなされるべきです。

3. 民意無視

さらに、この安全保障関連法案は、審議の最中から各社の世論調査によっても反対が多く、半数以上が今国会での成立に反対し、8割近くが政府の説明が不十分であるという意見を持っている、という報告も出されています。国会前には連日、反対を訴える人々が集まり、多い時には12万人、この度の採決時にも雨の中であるにも関わらず、3万人を超えていました。また、全国各地でも、世代を超えた反対する者たちによるデモが行なわれています。中央公聴会に応募した95名もすべて反対の立場でした。しかも、その公聴会を経て審議を深めるのでもなく、直後に採決をしようとしていたことは、全く主権者である国民の意志を無視しているとしか言いようがありません。主張の違いを含めて、多くの意見を聞くことが民主主義のあるべき姿です。

4. 憲法の理念に立ち返って

日本国憲法前文に謳われている三原則は、「民主主義」「主権在民主義」、そして「国際平和主義」です。わが国は、この「国際平和主義」を貫くため、憲法第九条に「戦争放棄、軍備及び交戦権の否認」を定め、戦後70年間「戦争をしない国」として世界に貢献し、「国際社会において名誉ある地位を占め」（憲法前文）て来ました。それは国際社会が第一次大戦後に締結した不戦条約の目指した姿です。

聖書は「彼らはその剣を鋤に、その槍をかまに打ち直し、国は国に向かって剣を上げず、二度と戦いのことを習わない。」（イザヤ書2:4）と、終末の世界平和の理想を語っています。

しかしながら、この度可決成立した安全保障関連法によって、集団的自衛権の行使が可能となり、日本は再び戦争のできる国となりました。

私たちは、今一度、憲法の理念に立ち返って、真の平和主義、不戦の立場を取り戻すべきです。

以上の理由から「みこころが天で行なわれるように地でも行なわれますように。」（マタイ6:10）と、全能の神である主に祈りつつ、この度の安全保障関連法可決に抗議し、取り消しを強く求めます。